

柏崎民報

平成四五年一〇八二二一
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二二一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

インボイス制度導入で

売上高が1,000万円以下の

業者は商売の取引を断られる?

安倍政権による消費税10%増税・複数税率・インボイス制度の強行実施に伴い、10月から「10%増税に負けてたまるか!消費税学習会」を民商や支部主催で開いてきました。

特に大きな問題点は、①税率が10%と8%になり「区分経理」が求められ、現金出納帳はじめ総勘定元帳が必要になる。②8%と10%の税率(?)とに区分した適格請求書(請求書や領収書)であるインボイスに「登録番号」がない

免税業者(消費税を税務署に納めていない業者)が「課税業者になるようにならないと取引しない」と取引業者から言われる、など煩雑な記帳問題や死活にかかる問題があります。

現在、課税業者である会員さんは「1月から9月」は税率8%と「10月から12月」は8%と10%の区分経理になるため、これまた煩雑な実務になります。申告に備えて9月までの収支計算を年内にしておきましょう。



年次調整の作成相談会

12月のパソコン会計教室は18日
第1回教室は、18日(水)と1月7日(火)
□開始時間と会場
午後2時開始…ワーカープラザ柏崎
午後6時開始…民商事務所



**年の瀬、声をかけ合って
みんなで元気に年越しを**

「消費税の増税もあるが、11月の中頃から仕事がなくて、もう冬だ」もりだて」「みんな、どうして? 10月11月、全然お客様が来ない」と会員さんの大変な窮状がうかがえます。

※開始時間により会場が異なりますので、「注意下さい。当日、用意して原く書類等が不明な事業者は事務所に確認下さい。

また滞納問題や資
金繰りについての相談



も事務所に寄せられています。
います。深刻な消費不
況の中での10%増税
で、多くの会員さんが
厳しい状態に追いやられています。

年の瀬。例年にまして、声をかけ合って、年末越し対策や商売について語り合い、アドバイスし合い、みんなで元気に年越しましょう。

県市村民税の「特別徴収制度」
「納期特例」の方は12月10日期限

事業所の従業員が10人未満の場合に「納期特例」ができます。この特例が承認されている事業所は、1回目の半期分の納入期限が10日になります。忘れずに納付下さい。